

共立女子大学・共立女子短期大学図書館収書方針・選書基準に関する内規

(収書目的)

第 1 条 図書館規程第 2 条・第 4 条、図書館資料管理規程第 3 条・第 8 条に基づき、教育と学問研究および大学・短期大学運営の動向に留意した体系的で適正な蔵書構成を実現する。

(収書方針)

第 2 条 収書方針を以下のとおり定める。

- (1) 本学の研究科・学部・科(短期大学)及び全学共通教育の教育、学習等に資する資料。
- (2) 電子コンテンツ（データベース、電子ジャーナル、電子ブック等）など、研究、学習の効率化・高度化に資する資料。
- (3) 学生および教職員等利用者の要望に配慮した資料。
- (4) 歴史や将来構想を含め、本学に関連のある資料。

(収書対象)

第 3 条 図書、逐次刊行物、視聴覚資料及び電子コンテンツを媒体とした、以下のものを収書対象とする。

- ① 入門書、専門書、学術書。
 - ② 厳選した実用書。
 - ③ 辞書・事典類、年鑑、白書。
 - ④ 資格に関する資料。
- 2 本学の収書方針・選書基準にそぐわない資料としては、以下のものがある。
- ① ハウツーもの
 - ② 娯楽書（恋愛指南書、ゲーム攻略本、タレント本、タレント写真集等）
 - ③ 一般情報誌

(選書基準)

第 4 条 選書に関して、以下の各項を基準とする。

- (1) 教科書は、原則として購入しない。
- (2) 複本は、原則として購入しない。
- (3) 文庫・新書類は、原則として教員及び図書館からの選書のみ購入する。
- (4) 定期購入している和・洋雑誌は、年度ごとに見直しを行い、新規購読については、必要性を確認、検討する。
- (5) 視聴覚資料は、著作権処理されているものを購入する。個人視聴用のセルDVD等は、原則として購入しない。

第 5 条 第 4 条の基準のほか以下の項目については、個々に検討し、館長の承認ののち、必要な手続きをとるものとする。

- (1) コミック本は、学部・科からの選書で、趣味、娯楽を目的として出版されたものを除き、教育・研究上学的価値のあるもののみ購入可能とする。購入希望の場合は、所定の理由書を提出し、図書館長の承認を要する。
- (2) 購入価格が 1 冊または 1 セット 10 万円以上の資料は、高価格資料として、「図書購入申込理由書」による事務局長の承認を要する。

(改廃)

第 6 条 この内規の改廃は、館長の提議により図書館運営委員会の議を経て、行うものとする。

付 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この改正内規は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。